

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市学校米飯等給食費補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	学校給食における地産地消及び食育を推進するため、佐渡産米及び佐渡産米粉を使用したパンを提供するために必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	朱鷺と暮らす郷米実施月： 小学校・佐渡特別支援学校小学部児童の保護者 中学校・佐渡中等教育学校前期課程・佐渡特別支援学校中学部生徒の保護者 無農薬無化学肥料栽培米実施月： 朱鷺と暮らす郷米実施月対象者・さわた幼稚園に在園する幼児の保護者、上記学校・さわた幼稚園に勤務する職員・佐渡特別支援学校の高等部生徒の保護者・学校給食センターに勤務する職員
補助対象経費	学校給食用米穀統一方式価格と佐渡産米供給価格の差額、学校給食用パン原材料価格と佐渡産の米を原料とした米粉供給価格の差額
類似補助の有無	有
	○同種の補助金の統合検討
	佐渡市水産業振興事業補助金
補助金額（定額、上限、下限等）	事業により異なる
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1／2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	学校給食における主食（お米及びパン）の地産地消率100%
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	無
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	地産地消率の向上、食育の推進及び児童生徒の保護者負担を軽減するための措置である。費用対効果は算出できないが、主食となる米飯、米粉パンについては地産地消率100%となる。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和7年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 対象団体との調整
事業担当	（担当部署） 学校教育課
	（電話番号） 58－7354